

基幹統計調査の承認の状況

(令和2年11月1日～令和2年11月30日分)

令和2年12月24日
政策統括官(統計基準担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
石油製品需給動態 統計調査	経済産業大臣	令和2年11月分以降の調査について、以下のとおり調査計画を変更 ○ 調査結果の公表方法の変更 「印刷物」を削除	R2.11.5
海面漁業生産 統計調査	農林水産大臣	令和3年調査について、以下のとおり、調査計画を変更 ① 調査対象の範囲の変更 漁業法（昭和24年法律第267号）の改正に伴い、調査計画上の同法の引用条数を変更 ② 報告者数の変更 海面漁業漁獲統計調査票の報告者数について、直近（令和元年調査）の実績を踏まえ、約2,300から約2,200に変更 ③ 集計事項の変更 漁業法の改正により、これまで報告義務のなかった知事許可漁業（※1）及び漁業権漁業（※2）等に係る漁獲量等の都道府県知事への報告（行政記録情報等）が新たに義務化されたことを踏まえ、報告者の負担軽減及び調査の効率化の観点から、これら報告を集計に利用することを可能とする旨を調査計画に追記	R2.11.24

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかつたものを整理している。

(※1) 「知事許可漁業」とは、都道府県の沖合等で操業するものとして知事が許可する漁業

(※2) 「漁業権漁業」とは、知事が漁協又は個人・法人に対し、特定の沿岸漁業・養殖業等を排他的に営む権利を免許する漁業